

川崎市	2, 4 5 4	4 2 8	1 7. 4%	4	0. 9%	4
横須賀市	8 1 1	6 3	7. 8%	0	0. 0%	0
藤沢市	1, 2 7 9	3 6	2. 8%	0	0. 0%	0
相模原市	1, 0 5 4	1 2 7	1 2. 0%	3 2	2 5. 2%	0
新潟市	2, 3 9 2	6 6	2. 8%	0	0. 0%	0
富山市	1, 3 6 8	1 3	1. 0%	1	7. 7%	0
金沢市	4, 4 7 5	5 9	1. 3%	2 4	4 0. 7%	1
長野市	6 2 7	0	0. 0%	0	0. 0%	0
岐阜市	2, 5 1 8	2 5	1. 0%	1 0	4 0. 0%	0
静岡市	1, 4 7 8	3 0 2	2 0. 4%	9 8	3 2. 5%	0
浜松市	4, 2 8 7	1 4 5	3. 4%	3 2	2 2. 1%	1
名古屋市	2 3, 0 9 7	4 0 9	1. 8%	1 0 0	2 4. 4%	0
豊橋市	4, 3 8 7	1 0	0. 2%	4	4 0. 0%	0
豊田市	1, 3 4 8	5 0	3. 7%	1 2	2 4. 0%	0
岡崎市	3, 1 2 2	2 2	0. 7%	6	2 7. 3%	0
四日市市	5 4 3	2 1	3. 9%	5	2 3. 8%	0
大津市	8 5 3	2 1	2. 5%	8	3 8. 1%	1
京都市	6, 5 3 8	2 4 6	3. 8%	1 0 5	4 2. 7%	0
大阪市	3 2, 2 6 9	3 6 6	1. 1%	0	0. 0%	0
堺市	3, 4 6 1	4 3	1. 2%	1 1	2 5. 6%	0
東大阪市	5, 2 7 9	4 1	0. 8%	8	1 9. 5%	0
高槻市	8 7 2	4 5	5. 2%	1 1	2 4. 4%	0
神戸市	8, 5 3 8	1, 0 8 4	1 2. 7%	2 8 2	2 6. 0%	0
尼崎市	1, 6 1 2	1 2 8	7. 9%	2 9	2 2. 7%	0
西宮市	5, 2 0 2	1 0 3	2. 0%	4 5	4 3. 7%	0
姫路市	2, 1 3 4	1 5 3	7. 2%	4 9	3 2. 0%	0
奈良市	1, 5 5 0	1 7	1. 1%	0	0. 0%	0
和歌山市	3, 8 7 8	0	0. 0%	0	0. 0%	0
岡山市	1, 1 3 5	8 4	7. 4%	2 0	2 3. 8%	0
倉敷市	8 7 7	1 3	1. 5%	6	4 6. 2%	0
広島市	6, 7 9 1	1, 8 8 7	2 7. 8%	4 7 8	2 5. 3%	5 1
呉市	1, 8 4 0	1 4	0. 8%	6	4 2. 9%	0
福山市	1, 7 0 5	1 1	0. 6%	4	3 6. 4%	0
下関市	1, 3 8 3	7 7	5. 6%	2 3	2 9. 9%	0
高松市	8, 0 6 7	6 4	0. 8%	2 0	3 1. 3%	1

松山市	5, 277	79	1.5%	25	31.6%	2
高知市	4, 672	49	1.0%	27	55.1%	1
福岡市	23, 586	304	1.3%	74	24.3%	1
久留米市	771	17	2.2%	6	35.3%	0
北九州市	5, 537	1, 049	18.9%	376	35.8%	19
大牟田市	709	16	2.3%	10	62.5%	0
長崎市	4, 792	3	0.1%	1	33.3%	0
佐世保市	1, 621	3	0.2%	2	66.7%	0
熊本市	5, 829	44	0.8%	35	79.5%	0
大分市	1, 922	139	7.2%	111	79.9%	0
宮崎市	3, 197	212	6.6%	80	37.7%	0
鹿児島市	7, 283	91	1.2%	41	45.1%	5
合計	275, 132	14, 954	5.4%	4, 432	29.6%	295

表12-4 特別区別の小規模貯水槽水道検査の実施状況（平成23年度末現在）

区分	施設数	実施数	受検率	不適合数	不適合率	報告数
千代田区	4, 154	3	0.1%	0	0.0%	0
中央区	5, 838	0	0.0%	0	0.0%	0
港区	6, 803	0	0.0%	0	0.0%	0
新宿区	8, 008	110	1.4%	46	41.8%	0
文京区	4, 498	0	0.0%	0	0.0%	0
台東区	9, 515	72	0.8%	37	51.4%	1
墨田区	6, 893	46	0.7%	0	0.0%	0
江東区	7, 772	0	0.0%	0	0.0%	0
品川区	3, 013	22	0.7%	0	0.0%	0
目黒区	4, 244	0	0.0%	0	0.0%	0
大田区	9, 225	115	1.2%	29	25.2%	0
世田谷区	6, 533	223	3.4%	109	48.9%	0
渋谷区	7, 765	81	1.0%	21	25.9%	0
中野区	3, 189	42	1.3%	0	0.0%	0
杉並区	6, 751	24	0.4%	0	0.0%	0
豊島区	5, 643	22	0.4%	9	40.9%	0
北区	4, 099	53	1.3%	38	71.7%	0
荒川区	4, 568	62	1.4%	6	9.7%	0
板橋区	8, 685	45	0.5%	0	0.0%	0

練馬区	4, 298	17	0.4%	0	0.0%	0
足立区	7, 579	103	1.4%	23	22.3%	1
合計	129, 073	1, 040	0.8%	318	30.6%	2

(2) 小規模貯水槽水道の施設の把握方法

小規模貯水槽水道の施設の把握方法を、都道府県、政令市、特別区の別に整理した結果を表13に示す。

「水道事業者との連携により把握している」が都道府県は31.9%、政令市は41.2%、特別区では42.9%、合計では38.2%と一番多くなっており、次いで合計をみると「設置者からの設置届出により把握している」が27.9%、「立入調査により把握している」が2.9%、「検査機関からの情報により把握している」が2.2%、「区市町村の協力により把握している」が0.7%の順になっている。また、「特になし・回答なし」の自治体が33.1%あった。

表13 小規模貯水槽水道の施設の把握方法

区分	自治体	都道府県	政令市	特別区	合計
	回答数				
水道事業者との連携により把握している	15	28	9	52	
	31.9%	41.2%	42.9%	38.2%	
設置者からの設置届出により把握している	9	25	4	38	
	19.1%	36.8%	19.0%	27.9%	
区市町村の協力により把握している	1	0	0	1	
	2.1%	0%	0%	0.7%	
立入調査により把握している	1	0	3	4	
	2.1%	0%	14.3%	2.9%	
検査機関からの情報により把握している	0	2	1	3	
	0%	2.9%	4.8%	2.2%	
特になし・回答なし	22	15	8	45	
	46.8%	22.1%	38.1%	33.1%	

(3) 小規模貯水槽水道の施設所在地情報の共有について

小規模貯水槽水道の施設所在地情報について、水道事業者との共有の状況を都道府県、政令市、特別区の別に整理した結果を表14に示す。

「以前から水道事業者等と連携し共有していた」が都道府県では42.6%、政令市では54.4%、特別区は38.1%、合計では47.8%と一番多くなっており、次いで合計をみると「現在、水道事業者と情報の共有化を検討中である」が12.5%、「今年度から水

道事業者等と連携し共有している」が2.2%の順になっている。また、「情報を共有化する計画はない」と回答した自治体はなかった。

表14 小規模貯水槽水道の施設所在地情報の共有

区分	自治体	都道府県	政令市	特別区	合計
	回答数				
以前から水道事業者等と連携し共有していた	21	47	68	21	136
	42.6%	54.4%	38.1%	47.8%	
今年度から水道事業者等と連携し共有している	1	1	2	0	3
	2.1%	2.9%	0%	2.2%	
現在、水道事業者と情報の共有化を検討中である	9	9	8	0	17
	19.1%	11.8%	0%	12.5%	
情報を共有化する計画はない	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	

(4) 小規模貯水槽水道の検査受検率の向上及び維持管理適正化のための施策

小規模貯水槽水道の検査受検率の向上及び維持管理適正化のために実施している施策について、都道府県、政令市、特別区の別に整理した結果を表15に示す。

「広報誌・パンフレット・ホームページ等による啓発」が都道府県は53.2%、政令市は72.1%、特別区は38.1%、合計は60.3%と一番多くなっており、次いで合計をみると「管理業務を条例等で規定」が39.0%、「台帳の整備」が19.9%、「定期的な巡回指導」が19.1%、「直結給水方式への切替指導」が14.0%、「未受検施設の設置者に対する指導」が10.3%、「講習会等の開催」が5.1%の順になっている。また、「実施していない」と回答した自治体が14.0%あった。

表15 小規模貯水槽水道の検査受検率の向上及び維持管理適正化のための施策

区分	自治体	都道府県	政令市	特別区	合計
	回答数				
管理業務を条例等で規定	21	47	68	21	136
	44.7%	42.6%	14.3%	39.0%	
広報誌・パンフレット・ホームページ等による啓発	25	25	49	8	82
	53.2%	72.1%	38.1%	60.3%	
講習会等の開催	3	3	4	0	7
	6.4%	5.9%	0%	5.1%	
定期的な巡回指導	9	9	16	1	26

	19.1%	23.5%	4.8%	19.1%
未受検施設の設置者に対する指導	6	8	0	14
	12.8%	11.8%	0%	10.3%
新規設置者に対する指導・啓発	6	13	4	23
	12.8%	19.1%	19.0%	16.9%
台帳の整備	6	17	4	27
	12.8%	25.0%	19.0%	19.9%
直結給水方式への切替指導	9	7	3	19
	19.1%	10.3%	14.3%	14.0%
その他	14	11	2	27
	29.8%	16.2%	9.5%	19.9%
実施していない	11	4	4	19
	23.4%	5.9%	19.0%	14.0%

(5) 検査機関の代行報告について

小規模貯水槽水道の検査結果の代行報告について、都道府県、政令市、特別区の別に整理した結果を表16に示す。

「以前から登録検査機関から代行報告を受けている」が都道府県では44.7%、政令市は44.1%、特別区は52.4%、合計では45.6%と一番多くなっており、次いで合計をみると「代行報告を受ける計画はない」が35.3%、「現在、登録検査機関に対し代行報告の協力を検討中である」が8.8%、「今年度から登録検査機関から代行を受けている」が1.5%の順になっている。

表16 検査機関の代行報告

区分	自治体	都道府県	政令市	特別区	合計
	回答数				
以前から登録検査機関から代行報告を受けている	21	30	11	62	
	44.7%	44.1%	52.4%	45.6%	
今年度から登録検査機関から代行受けている	1	1	0	2	
	2.1%	1.5%	0%	1.5%	
現在、登録検査機関に対し代行報告の協力を検討中である	8	4	0	12	
	17.0%	5.9%	0%	8.8%	
代行報告を受ける計画はない	19	25	4	48	
	40.4%	36.8%	19.0%	35.3%	

(6) 小規模貯水槽水道の検査受検の確認方法

小規模貯水槽水道の検査受検の確認方法について、都道府県、政令市、特別区の別に整理した結果を表17に示す。

「検査機関からの情報提供により確認している」が都道府県では53.2%、政令市では48.5%、特別区は33.3%、合計は47.8%と一番多くなっており、次いで合計をみると「検査を受検した際の設置者からの報告により確認している」が11.8%、「行政側から設置者に対するヒアリングにより確認している」が5.1%の順になっている。また、「確認していない」と回答した自治体が33.1%となっている。

表17 小規模貯水槽水道の検査受検の確認方法

区分	自治体	都道府県	政令市	特別区	合計
	回答数	47	68	21	136
行政側から設置者に対するヒアリングにより確認している	3	4	0	7	
	6.4%	5.9%	0%	5.1%	
検査を受検した際の設置者からの報告により確認している	7	7	2	16	
	14.9%	10.3%	9.5%	11.8%	
検査機関からの情報提供により確認している	25	33	7	65	
	53.2%	48.5%	33.3%	47.8%	
確認していない	18	22	5	45	
	38.3%	32.4%	23.8%	33.1%	
その他	3	1	1	5	
	6.4%	1.5%	4.8%	3.7%	

(7) 受検率の高い自治体の現状

小規模貯水槽水道の検査受検率が高い自治体10か所について、簡易専用水道の施設の把握方法、施設情報の水道事業者との共有、受検率及び維持管理の向上、検査機関の代行報告、簡易専用水道の管理の検査の実施確認方法の状況を整理した結果について表18-1、18-2に示す。

「施設の把握方法」は、設置者からの設置届により施設を把握している自治体が4か所、水道事業者と連携が2か所、検査機関と連携している自治体が1か所となっており、特にない、回答がない自治体が2か所あった。「施設情報の共有」では、以前から水道事業者と連携して共有している自治体が3か所、検討中と回答した自治体が3か所となっており、回答がない自治体が4か所あった。「受検率及び維持管理の向上」は、広報誌により啓発している自治体が6か所、条例等で規定している自治体が5か所、定期的に巡回指導をしている、台帳を整備している自治体が4か所、新規設置者に対し指導している自治体が3か所、未受検施設を指導している自治体が2か所、直結給水方式への切替指導をしている、

実施していない自治体が1か所となっており、回答がない自治体が2か所あった。「登録検査機関の代行報告」は、以前から報告がある自治体が4か所、計画がない自治体が2か所、検討中の自治体が1か所となっており、回答がない自治体が2か所あった。「受検の確認方法」は、検査機関からの情報提供により確認している自治体が6か所、設置者からの報告により確認している自治体が3か所、行政側からのヒアリングにより確認している、確認していない自治体が1か所となっており、回答がない自治体が2か所あった。

表18-1 受検率の高い自治体の現状

区分	自治体名	高知県	熊本県	富山県	盛岡市	宮城県
	受検率	100%	61.1%	52.4%	49.0%	48.7%
施設の把握方法		特になし	回答なし	水道事業者と連携	回答なし	設置者からの設置届出
施設情報の共有		回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	検討中
受検率及び維持管理の向上		回答なし	回答なし	条例等で規定・広報誌・定期的な巡回指導・未受検施設指導・新規設置者指導・台帳整備	条例等で規定・広報誌・定期的な巡回指導	条例等で規定
検査機関の代行報告		以前から報告	計画なし	回答なし	以前から報告	検討中
受検の確認方法		検査機関から情報提供	設置者から報告・検査機関から情報提供・確認していない	設置者から報告	回答なし	行政側からヒアリング・設置者から報告・検査機関から情報提供

表18-2 受検率の高い自治体の現状

区分	自治体名	広島市	秋田県	仙台市	横浜市	静岡市
	受検率	27.8%	26.1%	24.7%	20.6%	20.4%
施設の把握方法		水道事業者と連携・検査機関と連携	特になし	設置者からの設置届出	設置者からの設置届出	設置者からの設置届出
施設情報の共有		以前から水道	検討中	以前から水道	以前から水道	検討中

有	事業者と連携して共有		事業者と連携して共有	事業者と連携して共有	
受検率及び維持管理の向上	条例等で規定・広報誌・定期的な巡回指導	実施していない	広報誌・新規設置者指導・台帳整備	条例等で規定・広報誌・定期的な巡回指導・未受検施設指導・台帳整備・直結給水方式への切替指導	広報誌・新規設置者指導・台帳整備
検査機関の代行報告	回答なし	以前から報告	以前から報告	計画なし	計画なし
受検の確認方法	回答なし	検査機関から情報提供	検査機関から情報提供	検査機関から情報提供	その他

3. まとめ

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の管理の検査受検率は79.4%と、ここ数年低下の傾向にある。今回の厚生労働省の調査は、受検率を向上させるために必要な内容となっているため、検査実施状況の把握方法、施設の把握方法、普及啓発方法について、受検率の高い自治体11か所と受検率の低い自治体10か所を比較することで、現状の問題点を確認する。

検査実施状況の把握方法では、受検率の高い自治体は検査実施施設の確認方法、不適合施設の確認方法、報告施設の確認方法について、90%以上を登録検査機関、地方自治体の機関の報告により確認している。一方、受検率の低い自治体では、検査実施施設の確認方法、不適合施設の確認方法は受検率の高い自治体と同様であるが、報告施設の確認方法については、登録検査機関の報告によるものが40%となっている。また、登録検査機関の代行報告は、受検率の高い自治体では以前から報告がある、検討中、計画中の自治体が多く、計画のない自治体は18%となっている。受検率の低い自治体を見ると、40%の自治体が代行報告の計画はない状態となっている。次に、施設の把握方法は、受検率の高い自治体を見ると設置者からの設置届、水道事業者と連携して把握している自治体が、回答のない自治体1か所を除けば100%となっているが、受検率の低い自治体では、施設の把握方法が特にない自治体が全体の30%を占めている。普及啓発方法は、回答のあった136の自治体のうち何も実施していない自治体が12か所(8.8%)で、90%以上の自治体は広報誌などにより普及啓発を行っており、受検率の高い自治体と低い自治体に差はない。

以上のことより、受検率を向上させるために検査実施状況や施設を把握することを強化

させることが重要となる。検査実施状況の把握方法については、実施件数168,026件のうち、登録検査機関が実施したものが94.6%を占めていることから、登録検査機関との未受検施設への対応も含めた連携が大切となる。施設の把握方法は、設置者からの設置届や水道事業者との連携により施設を把握することが不十分な自治体については対策を講じる必要があり、自治体が把握した施設情報を登録検査機関に提供できるような方策を検討することが望まれる。

なお、受検率等の向上のためには、①施設の把握、②検査機関との施設情報の共有、③検査実施状況の把握、④未受検施設の把握、⑤普及啓発が重要になると思われる。現在は、個人情報取り扱いの問題や、自治体の管轄区域内に複数の検査機関が競合している等、指定制度時より複雑になっていることから、さらにヒアリング等による調査を行い、自治体が実施可能で、効果が期待できる方法を構築することが大切と考える。

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道の受検率は3.0%と低迷しており、不適合率は32.4%と簡易専用水道より高くなっていることから、受検率の高い自治体10か所について、施設の把握方法、受検率及び維持管理の向上の方法、検査実施状況の把握方法を整理する。

施設の把握方法は、自治体の6か所が設置者からの設置届出、水道事業者と連携、検査機関と連携により施設を把握している。次に、受検率及び維持管理の向上の方法をみると、条例等で規定している自治体が5か所、広報誌などにより普及啓発を行っている自治体が6か所となっている。検査実施状況の把握方法については、検査機関から情報提供、設置者から報告などにより受検等を確認している自治体が8か所、また、検査機関の代行報告がある自治体は4か所となっている。

以上のことより、施設の把握や検査実施状況の把握については、設置者からの設置届出、水道事業者や検査機関との連携を強化する必要がある。また、受検率や維持管理を向上させるためには、条例等による規制の強化や、広報誌などによる普及啓発が求められると同時に、貯水槽水道の設置者の理解を深めることが重要であることから、設置者の意識の啓発と維持管理の向上を目的とした任意の制度を実行することも有効な手段であると考えられる。

C-1-2-1-2 政令市アンケート調査

C-1-2-1-2-1 趣旨及びポイント

1 趣旨

貯水槽水道の受検率を高め、適切な施設の管理を推進するためには、衛生行政当局と登録検査機関の適切な連携が不可欠である。このアンケート調査は、全国の保健所設置市及び東京23区を対象に、衛生行政当局と登録検査機関の連携等の在り方に関し、アンケート調査を行ったものである。

2 検査結果のポイント

- (1) 施設所在地情報を登録検査機関に提供しているか否かについて質問した。提供している、していないがおおむね半々の結果となった。
- (2) 行政、水道事業者、検査機関、清掃事業者等の共同広報の可否について質問した。「実施している」としたところは、16自治体と少なかったが、「今後の課題と考える」としたところが50自治体と圧倒的に多く、「難しい」としたところは16自治体と少なかった。
- (3) ランキング表示制度について質問したところ、「もっと普及させるべきだ」としたところが31自治体と最も大きかったが、「仕組みが難しい」、としたところも14自治体「内容をあまり知らない」としたところも18自治体となお普及が必要とされることが分かった。
- (4) 小規模貯水槽水道の検査率の向上の在り方について質問したところ、「水道事業者の調査、普及活動の拡大」を望む声が27自治体と最も多く、「国や行政、関係団体の連携による広報の拡大」が25自治体「政令改正による規制範囲の拡大」が21自治体、「条例や要綱による指導範囲の拡大」が16自治体と、全体としては普及、広報活動の拡大が必要だとする意見が多かった。「ランキング表示制度等による設置者、管理者のインセンティブ拡大」は13自治体となっている。

衛生行政当局と登録検査機関の連携等に関するアンケート調査

対象自治体（保健所設置市・東京 23 区）： 92
回答自治体： 79
回収率： 85.9%

問 1 貯水槽水道の適切な管理を推進するためには、衛生行政当局と登録検査機関の連携が重要ですが、以下の点についてお尋ねします。

問 1-1 衛生行政当局から、簡易専用水道の施設所在地情報を登録検査機関に提供していますか。該当する記号に○印を付けてください。

また、提供するにあたって、条件を付けていれば、その内容を記載してください。

ア 提供している。

【 39 】

条件：別紙のとおり。

イ 提供していない。

【 40 】

理由：別紙のとおり。

問 1-2 登録検査機関と連絡協議会を設置する等により、定期的に情報交換を行っておられますか。その際の主な協議内容は何ですか。

ア 設置している。

【 12 】

主な協議内容：別紙のとおり。

イ 設置していない。

【 67 】

理由：別紙のとおり。

問2 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の共同広報についてお尋ねします。

問2-1 衛生行政当局、水道事業者、登録検査機関、清掃事業者、装置メーカー等貯水槽の設置者、管理者と接触している関係者が広報資料を交換したり、広報内容を相互に掲載すること等連携した広報を行うことが効率的と考えられますが、どのようにお考えですか。該当する記号に○印を付けて下さい。また、その他のお考えがあれば、具体的に記載して下さい。

- ア 大事だと思う。現在も実施している。 【 6 】
- イ それぞれ目的が違うので、共同するのは難しい。 【 16 】
- ウ 今後の課題と考える。 【 50 】
- エ その他 【 7 】

具体的に：別紙のとおり。

問3 国の厚生労働科学研究の研究成果に基づき、学識経験者や関係団体などで構成するランキング表示制度運営委員会と一般社団法人全国給水衛生検査協会が貯水槽水道の設置者、管理者の管理に対するインセンティブを高めることを目的として、貯水槽の格付けを行う「ランキング表示制度*」を実施していますが、この制度についてどのようにお考えですか。

また、どのように活用すべきとお考えですか。考え方について記載してください。

*ランキング表示制度については、別紙のパンフレットをご覧ください。

- ア その趣旨は理解できる。受検率を高め、衛生水準の向上を図るため、もっと普及させるべきだ。 【 31 】
- イ 仕組みが難しい。もっと、理解を広げる努力をすべきだ。 【 14 】
- ウ あまり効果がない。 【 3 】
- エ 内容をあまり知らない。 【 18 】
- オ その他 【 11 】

具体的に：別紙のとおり。

問4 小規模貯水槽水道についてお尋ねします。

10 m³以下の規模の小規模貯水槽水道は、その検査率が3%程度と極めて低い状態にとどまっています。小規模であっても管理の重要性は変わらないことから、検査率の向上を図ることが重要と考えられますが、どのような対策を講じたらよいか、お考えに該当する記号に○印を付けてください。また、その他のご意見があれば、具体的に記載して下さい。(複数回答可)

ア 水道法施行令の基準を引き下げ、簡易専用水道の規制範囲を拡大するのが良い。

【 21 】

イ 条例や要綱により、指導範囲を拡大するのが良い。 【 16 】

ウ ランキング表示制度等のような設置者、管理者の管理へのインセンティブを高めようとする制度を活用するのが良い。 【 13 】

エ 国、行政、関係団体が連携して、貯水槽水道の管理の強化に関する広報を徹底するのが良い。 【 25 】

オ 水道事業体が進めている小規模貯水槽水道の調査・普及事業を拡大するのが良い。

【 27 】

カ その他 【 13 】

具体的に：別紙のとおり。

問1-1 衛生行政当局から、簡易専用水道の施設所在地情報を登録検査機関に提供していますか。
また、提供するにあたって条件をつけていれば、その内容を記載してください。

(ア)提供している条件

登録検査機関の求めに応じ、施設名称、所在地、貯水槽有効容量等の情報を提供している。

文書公開請求による情報公開。(ただし、過去に一度請求のあったものと同じ項目については、公開請求によらず以降の提供を可としている。)

本市では簡易専用水道施設の設置者に当該施設の設置・変更・廃止に係る届出を行うよう要領に基づき指導しており、届出のあった施設の情報について登録検査機関に提供している。なお、届出は当該情報提供に係る同意を得る記載様式としている。

情報提供依頼があった場合のみ。検査受検率向上のための業務での使用に限る。

依頼があった時に提供(個人情報を除く)

登録検査機関が法定検査受検促進のため、施設の所在地情報等を本市に対して請求した場合。

相模原市簡易専用水道及び小規模受水槽水道事務取扱要綱に基づき登録検査機関からの求めに応じて提供しています。

施設の名称、施設の所在地、設置者名、受水槽の有効容量、特定建築物該当の有無について、かわさき情報プラザにて閲覧可能としています。

登録検査機関の依頼に基づき、個人情報を除いて提供する。

法定検査登録機関に提供している。

個人情報以外について、求められれば提供する。

登録検査機関より情報公開請求があった場合、提供している。

名古屋市情報公開条例に基づき、行政文書の公開請求があった場合。

豊田市情報公開条例に基づく手続きを行ってもらうよう依頼している。

資料請求書の提出

情報提供依頼を受け、個人情報保護及び情報公開制度の趣旨をかんがみ提供する内容を精査した上で公益性が上回ると判断できた場合については情報提供をしております。

登録検査機関から要望があれば提供しています。但し、個人情報は提供していません。

登録検査機関より照会があった場合に限り、特定の個人を識別することができない範囲内で情報を提供しています。

特になし

倉敷市情報公開条例の手続きを踏んでから、情報提供を行うこととしている。

水道法第34条の2第2項に定める検査(法定検査)を受検していない施設のみ。

年度毎に登録検査機関から簡易専用水道の届出状況について情報提供を求める依頼があり、それに基づき定期的に情報提供を行っている。

高知市簡易専用水道等取扱要綱第6条の規定により設置届の届出があった場合、設置者の同意の下提供している。

①提供した情報を業務以外に使用しないこと。②提供した情報を業務において使用する際は情報使用によるトラブル等が発生しないよう配慮すること。

※情報提供請求があった場合に、提供している。

情報提供依頼のあった登録検査機関のみを対象とする。

尼崎市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当しない。

西宮市簡易専用水道管理指導要綱に基づき、登録検査機関から簡易専用水道施設の実態等の状況について、情報提供の依頼があった場合は、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じた上で、情報提供をするものとしている。

個人情報を除く

熊本市情報公開条例に基づく開示請求手続きを行うこと。熊本市個人情報保護条例に定める個人情報は開示しない。

個人情報でない範囲で提供可能。(名称、所在地、個人でない連絡先等)

当区行政情報公開条例に基づき請求があれば提供する用意はあるが、現在までその実績はない。

①生活衛生課において情報提供の手続きを行うこと。②個人情報については提供できない。

希望する機関のみ

問1-1 衛生行政当局から、簡易専用水道の施設所在地情報を登録検査機関に提供していますか。
また、提供するにあたって条件をつけていれば、その内容を記載してください。

(イ)提供していない理由

法的な届出制度がないため、施設情報を把握していないことから、登録検査機関への情報提供は不可。
登録検査機関から求めがあれば対応することとしているが、これまでに依頼はない状況である。

簡易専用水道の所在地については、登録検査機関に限らず、情報提供申請があった場合に情報提供することとしている。登録検査機関からこの申請がなされていないため、提供していない。

個人情報保護のため

衛生部局において、管内の全ての施設についての情報を把握していないため。
簡易専用水道設置の届出先が別の部署(水道局の中の部署)であり、当課では情報を把握していないため。
個人情報を含むことも考えられることから、積極的な情報提供は実施していません。
施設所在地情報の情報提供については、様々な課題があると考えられる。

個人の情報が含まれる場合があり、一律に情報の提供を行うことは難しい。
公文書開示の請求があれば、提供可能な情報もあると思われる。

本市では、簡易専用水道に限らず保有している施設所在地情報等について、提供の求めがあった際は個人情報等非公開情報を除き情報提供を行うよう取り扱っておりますので、関係機関に対して積極的に提供していません。

登録検査機関より要望が寄せられていないため。(情報については随時公開しています)
なし。今後、請求あれば、目的・内容により検討。

福山市上下水道局は保健所へ提供しているが、登録検査機関へは提供していません。
緊急時等には提供する場合もあるが、今後は衛生確保のために情報の共有化を検討したい。
情報公開により登録検査機関は必要に応じ、施設所在地等の情報を知ることができるため。
本市では当局が市内のほとんどの施設の検査を行っているため。

年度初めに簡易専用水道設置施設に検査案内文を送付しており、その文章中に当市で検査を行っている登録検査機関の情報を記載している為

業務上知り得た情報については、不用意に外部に漏らさないことを原則としているため。

個人情報のため

個人情報の為

登録検査機関から情報提供の申し出がないため。
登録検査機関から情報公開の要望が無いからです。
区情報公開条例により、個人情報を除き提供可能だが、登録検査機関からの要望がないため。
毎年、未受験施設に対し、当職から施設管理者等に対し、受験督促を行っているため。

当区の簡易専用水道の受検率は90%程度を維持しており、また、未受験施設には登録検査機関の一覧を提供し、受検を指導しているため、登録検査機関に所在地情報を提供する必要はないと考える。

情報提供の依頼は、ない。情報提供依頼があった場合、当区「情報公開条例」に基づき提供する。

新規・未受験施設に対して登録検査機関の名簿を渡して受検を指導している。

①登録検査機関数が多い。②要望がない。③情報公開により対応可。

情報提供の法的根拠がなく、また機関からの依頼もないため。

登録検査機関より施設所在地情報の提供依頼はありませんが水道事業者(都水道局)からの設置届がなされた時は設置者へ登録検査機関の一覧を提供し、法定検査の受検を指導しています。

問1-2 登録検査機関と連絡協議会を設置する等により、定期的に情報交換を行っておられますか。その際の主な協議内容は何ですか。

(ア) 設置している: 主な協議内容

監視時にあった不適事項等。検査率の向上。

行政からの連絡事項(条例等の変更などについて)や、検査実績の振り返り、現場検査時等に生じた疑義について情報共有しています。

簡易専用水道施設の新規届出、変更、廃止情報の提供

行政から登録検査機関、及びその逆への要望・質問等。例: 定期検査結果が要改善の場合の連絡方法や定期検査の判定基準など。

平成25年度、府内水道行政機関と合同で連絡会議を設置。内容は、定期検査受検率向上、通報及び検査判定基準等について意見交換。

一般社団法人全国給水衛生検査協会近畿支部。総会や研修会に出席し、事業計画や最近の検査の動向等について、定期的に情報交換を行っています。

法定検査未受検施設への受検勧奨について。

東京都簡易専用水道検査機関協議会が設置され、その研修会に特別区の代表が出席している。

大田区単独では行っていないが、都23区で協議会を行っている。

平成26年10月簡易水協議会が東京都、特別区代表協議会加入機関が参加し開催された。

都と23区と東京都簡易専用水道検査機関協議会が、情報交換を行っている。

検査結果の報告について(注)簡易専用水道検査機関協議会に特別区の代表が参加

(イ) 設置していない: 理由

当課では、登録検査機関から検査の実施状況について、定期的に情報提供を受けているなど、情報交換をしており、特に連絡協議会等は設置していない。

当市の事務処理要領で、登録検査機関は検査結果を一ヶ月ごとに取りまとめた検査結果報告書を四半期ごとに保健所長に報告することとしており、本報告があった際に必要な情報交換を行っている。

特になし

特に理由はない

連絡事項等があった場合は各機関に直接連絡しており、設置の必要性が生じていないため。

顧客情報の保護等の兼ねいから、具体的な情報の交換が難しいと想定されるため。

衛生行政担当と水道事業担当の打合わせは年1回実施している。

得られた情報を有効利用するために必要な監視指導体制が整っていないため。

埼玉県内では地方分権の推進によって水道の衛生管理に関し、ほぼすべての市町村に指導等の権限委譲がなされている。

従って市町村ごとでなく県に連絡協議会を設置し、そこに各市町村が参加する形が妥当と考えられるため。

神奈川県簡易専用水道検査機関協議会にオブザーバーとして出席し、情報を得ているため。

連絡事項は各検査機関宛て文書等で連絡しているため、設置していません。

登録検査機関の技術力は熟達し、随時の情報交換で十分対応できると考えています。

登録検査機関との情報交換は重要であり、今後の課題であると考えている。

協議会の設置については、その必要性は低いと考えている。

連絡協議会の設置は効果的と考えるが、中核市の規模での設置は、人員及び時間的な問題から困難。

大阪府が中心となって連絡協議会を開催しており、出席要請があった場合は参加しております。

協議会は設置されていませんが、必要に応じて大阪府行政機関簡易専用水道定期検査機関連絡会議が開催され、登録検査機関と情報交換を行っています。

堺市独自では設置していませんが、昨年度までは大阪府内の連絡会議の際に年に1回半日程の時間を使い、府下の各行政、登録検査機関より事前に議題を提出し情報交換を行っていましたが、今年度は開催予定は無いとのことです。

過去には不定期ではあるが、意見交換を行う場があったが、現在はない。今後、検討する必要はあると考えている。

登録検査機関の検査の結果、特に衛生上問題がある場合や届出事項に変更がある場合等については、当該設置者の同意を得たうえで、登録検査機関より情報提供していただいております。協議会設置の必要性を感じていない。

検討中

年度毎に登録検査機関から法第34条の2第2項に基づく検査結果について代理報告いただくよう依頼している。定期的に結果を通知してもらうとともに衛生上特に問題のある場合にはその都度通知してもらい情報交換を行っているため、現在のところ必要ないと考えている。

高知市簡易専用水道等取扱要綱第7条の規定により毎月登録検査機関より検査実施状況報告書が届くため、設置の必要性がないため。

上記と同様。(本市では当局が市内のほとんどの施設の検査を行っているため。)

現在、必要性を感じていない為

年度終わりにメールで検査施設等の情報交換を行っている為

東京都簡易専用水道検査機関協議会と情報交換を行っているため。

東京都簡易専用水道検査機関協議会の総会、研修会に参加し、情報交換をしている。協議内容：行政機関、都水道局、登録機関の取組みについて。

簡易専用水道に係る検査結果等の情報提供等について、兵庫県から登録検査機関に対し依頼しており、これをもって定期的に情報提供、連絡等を受ける体制が取れているため。

特になし

毎年、県薬剤師会試験センターによる、貯水槽水道連絡協議会が開催されている。
(協議内容：小規模貯水槽の検査促進について、検査実施状況について等)

現在、受検報告を送ってくる登録検査機関は15ヶ所です。毎月報告する機関から、まれに送られてくるところまで様々で連絡調整が難しい状態です。

東京都が実施する協議会に特別区の担当者が出席しているため、あらためて当区で協議会を設ける必要はないと考える連絡協議会設置について検討されたことはない。

定期的に行っておりません。登録検査機関から受検報告の件で所有者、所在地等の台帳記載事項と異なる内容がある場合に保健所から問い合わせをしています。

機関の多様化

問2 衛生行政当局、水道事業体、登録検査機関、清掃事業者、装置メーカー等貯水槽の設置者、管理者と接触している関係者が広報資料を交換したり、広報内容を相互に掲載すること等連携した広報を行うことが効率的と考えられますが、どのようにお考えですか。

(ア) 大事だと思う。現在も実施している。

小規模水道の維持管理方法について、広報及びホームページに掲載している。

毎年、全受水槽水道設置者に対し、水道局と連名で受水槽の啓発ハガキを発送しています。

(イ) それぞれ目的が違うので、共同するのは難しい。

(ウ) 今後の課題と考える

現在は独自で広報しているが、今後は関係者と情報交換し効率化を図るべきと思います。

(エ) その他

衛生行政当局、水道事業体、登録検査機関間の情報共有は必要と考えるが、営利を目的とする清掃事業者等関係者との共同広報は、目的が異なるので難しいと考える。

法定検査を行っていない施設があれば、法定検査機関より名簿をもらい、保健所から検査するよう連絡する。検査が不適の施設についても保健所から連絡する。

大事だと思いますが、共同するのは難しいと思います。例えば、行政名の無断使用など規制やチェック体制には多大な労力と時間がかかるため。

それぞれの機関が連携等を行うことの趣旨は一定理解いたしますが、目的が異なること及び実現にあたっては種々の協議が必要であることなどから現時点においては共同広報は難しいと考えます。

特に検討していない。

東京都水道局と特別区は年1回貯水同水道連絡協議会を開催し、衛生管理等についての情報交換を行っている。

特に検討はしていない。

問3 国の厚生労働科学研究の研究成果に基づき、学識経験者や関係団体などで構成するランキング表示制度運営委員会と一般社団法人全国給水衛生検査協会が貯水槽水道の格付けを行う「ランキング表示制度」を実施していますが、この制度についてどのようにお考えですか。

(ア)その趣旨は理解できる。受検率を高め、衛生水準の向上を図るためもっと普及させるべきだ
設置者のメリットと一般の認知度を高めていけば、より意味のある制度になると思います。

(イ)仕組みが難しい。もっと理解を広げる努力をするべきだ

現状、制度が広く認知されていないため、設置者等の理解を得るのは難しいと思います。まず、制度の周知を優先することが効果的だと考えます。

認知度が低く、マークの発行実績も少ないため、まずはどのように浸透させていくか考えるべきであり、活用方法については母数が増えてからの課題であると考えます。

広くランキング表示制度を周知することで効果的に利用できると思います。

(オ)その他

制度自体は把握しているものの、その効果については把握していない。

運営委員会と検査協会がどの程度の情報量を持って、発信・PRしているかは不明だが、一般認知度は低いように感じる。

また、ランキング表示制度実施機関数が少ないように思われる。さらに、この制度による管理者のメリットは低いように思われ、インセンティブに対する寄与も低いと考えられる。

千葉県内にランキング表示制度実施機関はなく、当該制度の認知度も低いと思われる

優良施設の受検手数料が安くなるなど、ランキング表示されることの実質的なメリットが見えてこない、本格的な普及は難しい。

趣旨は理解できますが、効果は低いと思われれます。建物資産価値は貯水槽以外の部分が大きく、また、一般的に貯水槽水道の衛生管理に対する認知度が低く関心が薄いため、インセンティブを高める必要があると思います。

衛生水準の向上を図るための取り組みは重要であると考えます。

今後、ランキング制度の実施結果及びその効果についての情報発信が強化されればと思います。

衛生水準の向上を図るためといった趣旨は理解できるが、「ランキング表示制度」についてもっと周知する必要がある。

受検率を高め、衛生水準の向上を図るための趣旨は理解できる。

しかし、行政機関としては法律の裏付けなしに推進していくことは難しいと考える。

管理に対する意識が低く、未受検の施設所有者に直接指導する等して、底上げをすることが必要と考えます。

貯水槽水道利用者(都民・区民)が制度の有用性を認識し、応分の費用負担に理解・納得をすることが必要。

特に検討はしていない。

問4 10m³以下の規模の小規模貯水槽水道は、その検査率が3%程度と極めて低い状態にとどまっています。小規模であっても管理の重要性は変わらないことから、検査率の向上を図ることが重要と考えられますが、どのような対策を講じたらよいか、お考えに該当する記号に○をつけてください。

(ア)水道法施行令の基準を引き下げ、簡易専用水道の規制範囲を拡大するのが良い

小規模貯水槽水道の巡回指導を行っているが施設改善に対する強制力がない為苦慮しています。

東京都の「直結給水方式の普及・促進」事業を進め、小規模給水施設の総数を減らすことも必要と考えます。その上で貯水槽水道として残る施設に対して、上記「ア」により規制範囲を拡大すると良いと考えます。

(オ)水道事業者が進めている小規模貯水槽水道の調査・普及事業を拡大するのが良い

本市では水道事業者が小規模貯水槽設置者を個別に訪問し、登録検査機関の検査を促しており、その検査率は20%以上である。

(カ)その他

現状での対策案は特にありません。

受検率の向上という点からは、基準引き下げという選択肢が考えられるが、小規模貯水槽水道の大多数は5m³以下の施設であり、これら施設の管理者に必要な以上の負担を強くないための対策も、合せて検討する必要があると考える。

供給者である水道事業者であれば、貯水槽の全数把握が可能である。そのため、貯水槽水道の衛生管理は、水道法を改正して衛生行政部局ではなく、水道事業者が実施することにするのが良いと考える。(本市のように複数の水道事業者が供給している場合、連携は非常に困難である)

横浜市では条例で、8m³(立方メートル)を超え10m³以下、および8m³以下では地下式の受水槽に対して、管理状況検査の受検義務を定めています。

地方公共団体や水道事業者が小規模貯水槽水道に対する衛生管理指導をより一層進めていくことが必要と考えます。設置者・管理者を始め、利用者についても貯水槽水道全般の衛生管理へのインセンティブを高める必要があると思います。

検査手数料を大幅に減額する。

本市では小規模貯水槽水道は水道局が担当です。

貯水槽をなくし、直結化を進めるのが良い。

受検率の向上も重要であるが、貯水槽内部の清掃をはじめとした維持管理を実施していない施設が多く存在することから、当区ではまず、衛生管理の普及啓発が重要と考え、取り組んでいる。

当区においては、要綱により、施設の把握に努めるとともに、各施設への検査実施の推奨をおこなっている。

問3(オ)を参照

特に検討はしていない。